

高松市住宅取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高松市都市計画マスタープランにおいて、本市の将来都市構造として定める多核連携型コンパクト・エコシティの実現に向け、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づく高松市立地適正化計画により居住誘導区域に定められている区域（以下「居住誘導区域」という。）において、都市構造の集約化や若年世代、子育て世帯への支援を図るため、フラット35（独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）と民間金融機関とが提携して実施する全期間固定金利型住宅ローンをいう。以下同じ。）を利用して住宅を取得する者に対し、予算の範囲内で高松市住宅取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フラット35S 省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合にフラット35の借入金利を一定期間引き下げる制度をいう。
- (2) フラット35地域連携型 地域活性化に積極的に取り組む地方公共団体と住宅金融支援機構とが連携し、住宅取得に対する地方公共団体による財政的支援と併せてフラット35の借入金利を一定期間引き下げる制度をいう。
- (3) 住宅 玄関、居室、台所、浴室及び便所を備えた建築物であって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。
 - ア 生活の主たる場として自己が居住するためのものであって、別荘その他の一時的な使用のためのものでないこと。
 - イ 居住誘導区域内に存すること。
 - ウ 併用住宅（人が居住する部分（以下「住居部分」という。）と、当該居住者が事務所や店舗などとして、業務に使用する部分（以下「非住居

部分」という。)を一つの建物の中に併せ持つ住宅をいう。)の場合にあっては、非住居部分の床面積が、延べ面積の2分の1未満であること。

エ 1戸当たりの住居部分の床面積が1戸建住宅又は長屋建住宅(廊下、階段等を共用しない2戸以上の連続する建て方の住宅をいう。)の場合にあっては75㎡以上、共同住宅(廊下、階段等を共用する2戸以上の住宅をいう。)の場合にあっては共用部分を除き55㎡以上であること。

オ 住宅金融支援機構の定めるフラット35及びフラット35Sの技術基準に適合していること。

カ フラット35の借入れ申込みの日において^{しゅん}竣工の日から起算して2年に満たないこと、かつ居住の用に供したことがないこと。

(4) 二世帯住宅 親の世帯(以下「親世帯」という。)及び子の世帯(以下「子世帯」という。)が居住するための一の住宅であって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

ア 親世帯及び子世帯のそれぞれの住居部分を区別できる壁等を有すること。

イ いずれの世帯の住居部分も単独で前号(オを除く。)に定める要件を全て満たすこと。ただし、玄関は、いずれかの世帯の住居部分に備えることで足りる。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げるいずれにも該当する者とする。

(1) 住宅の取得に係るフラット35の債務者であって、当該借入れは、フラット35地域連携型及びフラット35S(以下「フラット35地域連携型等」という。)を利用したものであること。

(2) 当該住宅に居住を開始する日前1年間は、居住誘導区域外に居住していたこと。

(3) 当該住宅に継続して5年以上居住することを誓約すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

(1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3

年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)と密接な関係を有する者である場合

(2) 補助金の交付を受けたことがある場合

(3) 当該住宅に居住する予定のいずれかの者が、第5条の規定による交付の申請の時点において本市の市税を滞納している場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が適当でないと認める場合

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、20万円とする。

(交付の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、当該申請に係る住宅(以下「対象住宅」という。)の建築工事の請負契約締結後又は売買契約締結後、高松市住宅取得支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 対象住宅の位置図、平面図及び求積図

(2) フラット35長期固定金利型住宅ローン借入申込書の写し

(3) 対象住宅の建築に係る建築工事請負契約書又は対象住宅の購入に係る売買契約書の写し

(4) 誓約書(様式第2号)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の交付の申請をすることができる者は、1戸の住宅につき1人とする。

この場合において、対象住宅が二世帯住宅の場合は、親世帯及び子世帯の住居部分はそれぞれ1戸の住宅とみなす。

3 市長は、第1項の規定による交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、高松市住宅取得支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、交付申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、当該年度の3月31日までに第7条に規定する高松市住宅取得支援事業完了届を提出しない場合は、当該交付の決定は取り消すものとする。ただし、提出期限の延長が必要であると市長が認める場合は、この限りでない。

(変更の届出等)

第6条 交付決定者は、申請内容等を変更し、又は中止しようとするとき、及び予定の期間内に対象住宅に居住を開始することが困難となったときは、速やかに次に定める手続きをしなければならない。

(1) 前条第1項の規定により提出した当該申請の内容を変更しようとするときは、高松市住宅取得支援事業補助金交付申請変更承認申請書(様式第4号)に変更の内容が確認できる書類を添えて、市長に提出すること。

(2) フラット35地域連携型等の利用を中止しようとするときは、フラット35地域連携型等利用中止届(様式第5号)を市長に提出すること。

(3) 前条第1項の規定により申請した、対象住宅の居住開始予定日までに居住を開始することが困難となったときは、居住開始予定日変更承認申請書(様式第6号)を市長に提出すること。

2 市長は、前項第1号又は第3号の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは高松市住宅取得支援事業補助金交付申請変更承認通知書(様式第7号)により、適当でないとき高松市住宅取得支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(完了届)

第7条 交付決定者は、対象住宅に居住を開始した後、第5条第3項の規定による通知を受けた日の属する年度の3月31日までに、高松市住宅取得支援事業完了届(様式第9号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、提出期限の延長が必要であると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 対象住宅に居住を開始した後の当該世帯の構成員全員の住民票の写し及び交付決定者の前住所での居住期間を確認することのできる書類

(2) フラット35の利用に係る金銭消費貸借契約証書の写し

(3) 対象住宅に係る登記事項証明書の写し

(4) 対象住宅に係る適合証明書(住宅金融支援機構と協定を締結している指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は適合証明技術者が、第2条第3号オに適合していることを証明する書類をいう。)の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の指令)

第8条 市長は、前条の規定による完了届の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは高松市住宅取得支援事業補助金交付指令書（様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第9条 前条の規定により交付の指令の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、所定の請求書により速やかに市長に対し補助金の交付の請求を行い、市長は当該補助決定者に補助金を交付するものとする。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(3) 誓約書の内容に違反したとき（市長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。）。

(4) この要綱の規定に違反したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(高松市補助金等交付規則の適用)

第11条 第5条から前条までに規定するもののほか、補助金の交付手続等において必要な書類等の整備、検査等については高松市補助金等交付規則（昭和54年高松市規則第12号）第11条及び第12条の規定を適用する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に、フラット35の利用に係る金銭消費貸借契約を行う者について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 改正後の高松市住宅取得支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の交付の申請に係る補助金について適用し、同日前の予約の申請及び交付の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月20日から施行する。

（宛先）高松市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

高松市住宅取得支援事業補助金交付申請書

高松市住宅取得支援事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり高松市住宅取得支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて交付申請をします。

現住所の居住開始年月日	年 月 日から居住		
対象住宅の居住開始予定年月日	年 月 日から居住予定		
対象住宅の所在地	高松市		
補助金交付申請額	新築住宅(20万円)		
戸 建 形 式	一戸建住宅（二世帯住宅・その他）・ 長屋建住宅・共同住宅		
住居部分の床面積 (共同住宅の場合は共用部分を除く部分のみの床面積を記入)	㎡		
使用する住宅ローンの種別	フラット35S		
同居予定者	氏名	続柄	生年月日
同意事項 (右欄を確認の上、 <input checked="" type="checkbox"/> を入れる)	<input type="checkbox"/> 申請に当たり、市において私の住民票及び私と上記同居予定者の市税の納付状況を確認することに同意します。 <input type="checkbox"/> フラット35地域連携型の利用のために必要な範囲で高松市と独立行政法人住宅金融支援機構が本申請に関する情報を共有することに同意します。		
添付書類	(1) 対象住宅の位置図、平面図及び求積図 (2) フラット35長期固定金利型住宅ローン借入申込書の写し (3) 対象住宅の建築に係る建築工事請負契約書又は対象住宅の購入に係る売買契約書の写し (4) 誓約書(様式第2号) (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類		

年 月 日

（宛先）高松市長

住 所

氏 名

㊟

誓 約 書

高松市住宅取得支援事業補助金の交付の申請に当たり、次のことを誓約します。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- 2 対象住宅に継続して5年以上居住すること。

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市住宅取得支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった高松市住宅取得支援事業補助金の交付については、適当と認め、高松市住宅取得支援事業補助金交付要綱第5条第3項の規定により、次のとおり通知します。

交 付 番 号	番
交 付 決 定 年 月 日	年 月 日
交 付 予 定 額	円
交 付 決 定 の 条 件	<ol style="list-style-type: none"> 1 本決定通知の受領後、対象住宅において居住を開始し、年3月31日までに高松市住宅取得支援事業完了届を提出してください。期限までに提出がない場合は、この交付決定は取り消します。 2 この決定通知を受けた後に、申請内容の変更・中止等をするときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。 3 この補助金は、高松市住宅取得支援事業補助金交付要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。 4 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。 5 高松市住宅取得支援事業補助金交付要綱の規定に違反し交付の決定を取り消された場合で、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

高松市住宅取得支援事業補助金交付申請変更承認申請書

年 月 日付け高 第 号で交付決定の通知のあった
高松市住宅取得支援事業に係る交付申請の内容を、次のとおり変更したい
ので、高松市住宅取得支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、
関係書類を添えて申請します。

交 付 番 号	番	
交 付 決 定 年 月 日	年 月 日	
変 更 す る 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
添 付 書 類	変更の内容を確認することができる書類	

年 月 日

（宛先）高松市長

届出者 住 所
氏 名
電話番号

フラット35地域連携型等利用中止届

年 月 日付け高 第 号で交付決定の通知を受けた高松市住宅取得支援事業補助金に係る対象住宅のフラット35地域連携型等の利用を中止したいので、高松市住宅取得支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり届けます。

交 付 番 号	番
交付決定年月日	年 月 日
中 止 の 理 由	1 フラット35Sの利用を中止したため 2 申請者を変更するため 3 対象住宅が賃貸等、自己居住用ではなくなるため 4 その他、補助要件に満たなくなったため ()
備 考	

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

居住開始予定日変更承認申請書

年 月 日付け高 第 号で交付決定の通知のあった高松市住宅取得支援事業に係る居住開始予定日を、次のとおり変更したいので、高松市住宅取得支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、申請します。

交 付 番 号	番	
交 付 決 定 年 月 日	年 月 日	
変 更 す る 内 容	変更前の居住開始予定日	年 月 日
	変更後の居住開始予定日	年 月 日
変 更 理 由	1 建築工期の遅延のため 2 共同住宅における一斉入居に伴う制限のため 3 その他（ ）	

高 第 号

年 月 日

様

高松市長

高松市住宅取得支援事業補助金交付申請変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市住宅取得支援事業補助金交付申請の内容の変更については、次のとおり承認したので、高松市住宅取得支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

変 更 す る 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
連 絡 事 項		

様式第 8 号（第 6 条関係）

高 第 号

年 月 日

様

高松市長

高松市住宅取得支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市住宅取得支援事業補助金に係る交付の申請の内容の変更等については、次の理由により交付の条件を満たさず、交付決定を取消しましたので、高松市住宅取得支援事業補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により通知します。

交付決定を取り消した理由

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

高松市住宅取得支援事業完了届

年 月 日付け高 第 号で交付決定の通知を受けた高松市住宅取得支援事業補助金に係る対象住宅に居住を開始しましたので、高松市住宅取得支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届けます。

交 付 番 号	番		
交付決定年月日	年	月	日
対象住宅での居住開始年月日	年	月	日
対象住宅での居住を開始する前の住所			
同 居 者	氏 名	続 柄	生年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
添 付 書 類	(1) 対象住宅に居住を開始した後の当該世帯の構成員全員の住民票の写し及び交付決定者の前住所での居住期間を確認することのできる書類 (2) フラット35の利用に係る金銭消費貸借契約証書の写し (3) 対象住宅に係る登記事項証明書の写し (4) 対象住宅に係る適合証明書の写し (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類		

様式第10号（第8条関係）

高松市指令 第 号

様

高松市住宅取得支援事業補助金交付指令書

年 月 日付で申請のあった高松市住宅取得支援事業について、
次のとおり条件を付けて補助金として 円を交付します。

年 月 日

高松市長

- 1 この補助金は、高松市住宅取得支援事業補助金交付要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
- 2 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は居住の状況について実地検査させるときは、これを受けなければなりません。
- 3 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 4 高松市住宅取得支援事業補助金交付要綱の規定に違反し、交付の決定を取り消された場合で、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。